

序

宮澤浩一名誉教授といえ、わが法学部が輩出した世界的な刑事法学者である。その宮澤先生が、二〇一〇（平成二二）年七月二三日、五年余り続いた療養生活の後、八〇歳の天寿を全うされ、帰らぬ人となられた。

宮澤浩一先生は、一九三〇（昭和五）年五月、東京で生を享けられ、一九四八（昭和二三）年に慶應義塾大学法学部の予科に入学されたが、新制大学移行に伴い、法学部法律学科に編入学された。法学部卒業後、大学院法学研究科に進学した宮澤先生は、当初、民事法学を専攻されていたが、間もなく刑事法に転向されている。修士課程修了と同時に法学部助手に採用され、二年後の一九五七（昭和三二）年にドイツのハイデルベルグ大学に留学の機会を得た。この留学によるドイツとの出会いこそが、宮澤先生を比類なきドイツ刑事法研究の第一人者に至るまでに押し上げたその原点である。

留学から帰られた先生は、それ以後の半世紀以上に亘って、ドイツのみならず、スイスやオーストリアといったドイツ語圏の刑事法について常に最新の情報を精力的に日本の学界に紹介した。膨大なドイツの法律論文や文献をもとにドイツの研究者の系譜や研究内容をまとめた『外国刑事法文献集成1―ゲリヒツザール』、『同2―スイス刑法雑誌』、『同3―ドイツ全刑法雑誌』、『西ドイツ刑法学―学者編』もその成果の一つであるし、一九八九（平成元）年には、西ドイツ政府から、日独刑事法の交流と発展への多大な貢献に対して、最高の名誉ともいえるべきドイツ連邦共和国一等功労十字章を授与されている。

宮澤先生の名を不動のものとしたもう一つの業績が被害者学であるが、ハイデルベルヒ大学への留学は、提唱されて間もなかったこの新しい学問領域との出会いの場となったようである。帰国から七年後の三〇代半ば、先生は被害者学に関する我が国初の体系書である『被害者学の基礎理論』を上梓され、本書により法学博士号を取得され、また教授となられた。その後、日本における被害者学の道のりは決して平坦なものではなかったようでご苦勞は並大抵のものではなかったと推察するが、それでも宮澤先生は被害者学と被害者支援の重要性を忍耐強く説かれ続けた。今日、犯罪被害者に対する様々な支援や施策を耳にするが、これも宮澤先生の被害者学に対する五〇年の熱意と努力なしには実現し得なかったと言っても決して過言ではない。一念岩をも通すというが、宮澤先生の学問と社会正義に対する真摯な姿勢こそが研究者としてのあるべき姿である。私自身、大学受験のときに、慶應義塾大学法学部に「宮澤浩一」という著名な先生がおられることは知っていた。言論活動を通じた先生の世界啓蒙力には大きなものがあつたのである。

宮澤先生は、日本における被害者学や刑事政策の発展だけでなく、世界中の研究者や実務家との交流を通じて、世界の学問や実務の発展にも多大な貢献をされた。ドイツなど海外の情報を日本に提供するだけでなく、日本の刑事司法制度を海外に広く且つ正確に紹介し、海外での学界や実務に供する姿勢を貫かれてきた。ドイツの複数の大学から授与された名誉博士号や世界的に優れた刑事政策学者に贈られるというベッカリア・メダル金賞、それに歴任された世界学会の要職の数々が、世界的研究者としての先生のご活躍を物語っている。

先生はまたアジアにも目を向けられてきた。まだどの大学も躊躇していた時代に、初めて韓国政府派遣の検事を法学部の訪問研究員として迎えて以来、退職されるまで韓国の法曹関係者を積極的に受け入れられるなど、韓国法曹との交流は三〇年近く続き、その伝統は宮澤先生亡き今も法学部に根付いている。本号に宮澤先生を偲ぶ追悼文を載せてくださった韓国の閔建植弁護士は韓国から法学部への留学検事一号として来日された方で、宮澤

先生の無二の親友でもある。宮澤先生の訃報は韓国にも直ちに伝わり、学会や関係機関の会報等に追悼文やその業績を讃える賛辞が掲載されたと聞き及んでいる。私自身も、宮澤先生から中国との学術交流についてもしばしばお話を伺ったことがある。

宮澤先生の愛弟子である太田達也教授によれば、先生は「慶應義塾の学生は本当に優秀である。慶應の学生を社会から託された宝物だと思って指導に当たりなさい」としばしば口にされていたという。学生への指導が厳しいのも有名であったが、それは偏に宮澤先生ご自身の学問に対する真摯な姿勢と学生に対する愛情の現れであった。太田教授によれば、先生は常々「名声だけで現在の地位が維持できると思うな。悪かったものが良くなったと言うことは、努力を怠れば再び落ちることがあるということだ」と口にされていたというが、それは宮澤先生の学者としての一生を象徴するような言葉である。

法学部の紀要である本誌にも毎年必ず一本は論文を掲載することを自らの義務とされ、学部の若い専任者に学部の紀要を大切にせよと常日頃からおっしゃられていたのが思い出される。これに関しては、私自身にもひとつの思い出がある。専任講師に採用されたばかりの私は『法学研究』に一つの論文を投稿させていただいた。『法学研究』では専任教員の論稿を巻頭論文に掲げることになっていたが、たまたまそのとき教授・助教授の専任の論文が足りず、専任講師であった私の論文だけが手元にあったようである。同誌編集委員会では、宮澤先生が肩書に左右されることなく最若手であった私の論稿を巻頭に掲載するよう強く推して下さったと聞く。それが『法学研究』に掲載された専任講師の史上最初の巻頭論文であったはずである。こうした秘話は、駆け出しの若輩者にとってみると一生忘れられない記憶として埋め込まれるものである。

本号は、学問を通じて慶應義塾と法学部の発展にご尽力された宮澤浩一先生を偲び、法学部出身の刑事法研究者や弟子たちが寄稿した論文集である。宮澤先生も本号が刊行されたことと、先生の薫陶を受けた太田達也法学

部教授、フィリップ・オステン同准教授をはじめ多くの研究者が活躍されている姿を天国から見て、心から喜ばれているに違いない。宮澤浩一先生のご冥福をお祈りしつつ、先生の愛された『法学研究』の第八四巻第九号を謹んで捧げたいと思う。

平成二十三年九月末日

法学部長 国分良成